

フック首相による補足説明（4月1日）

1日朝、政府常務委員会の会合において、フック首相は、3月31日付首相指示16号について、以下の補足説明を行っています。

1. 社会隔離は、国民の健康と命を守るための法律に反しない一つの手段である。社会隔離とは、感染の危険や爆発的な流行を防ぐために間隔を取ることであり、人々との間、コミュニティ間の間隔を取るという、社会の中で間隔を取るというものであり、交通を禁じるものではなく、社会封鎖ではなく、交通を制限するだけのものである。
2. このような状況の下、我々は安全に物流、必需品、生産を維持（特に必需品、医療物資、輸出品）する必要があり、特に、海路、陸路での輸出は通常どおりである。
3. 在宅勤務を行うことで、通常どおり業務を行い、仕事の質、勤務時間も確保できる。
4. 首相指示第16号で掲げた要請は15日間適用されるが、この期間は、感染拡大や各国が直面しているような問題を最大限防ぐための「ゴールデンタイム」である。

（以上）